

改 正 案	現 行
（健康診断を行うべき有害な業務） 第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。 一～六 （略） 2 法第六十六条第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、若しくは取り扱う業務（第十一号若しくは第二十二号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十一号若しくは第二十二号に係るものを製造する事業場以外においてこれらの物を取り扱う業務、第十二号若しくは第十六号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十二号若しくは第十六号に係るものを鉱石から製造する事業場以外においてこれらの物を取り扱う業務及び第九号の二、第十三号の二、第十四号の二、第十五号の二から第十五号の四まで、第十六号の二若しくは第二十二号の二に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第九号の二、第十三号の二、第十四号の二、第十五号の二から第十五号の四まで、第十六号の二若しくは第二十二号の二に掲げる物又は第二号の二に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。）又は石綿等の製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務とする。 一～十一 （略） 十一の二 オルトトリイジン 十二～二十四 （略）	（健康診断を行うべき有害な業務） 第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。 一～六 （略） 2 法第六十六条第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、若しくは取り扱う業務（第十一号若しくは第二十二号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十一号若しくは第二十二号に係るものを製造する事業場以外においてこれらの物を取り扱う業務、第十二号若しくは第十六号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十二号若しくは第十六号に係るものを鉱石から製造する事業場以外においてこれらの物を取り扱う業務及び第九号の二、第十三号の二、第十四号の二、第十五号の二から第十五号の四まで、第十六号の二若しくは第二十二号の二に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第九号の二、第十三号の二、第十四号の二、第十五号の二から第十五号の四まで、第十六号の二若しくは第二十二号の二に掲げる物又は第二号の二に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。）又は石綿等の製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務とする。 一～十一 （略） （新設） 十二～二十四 （略）

3 (略)	別表第三 特定化学物質（第六条、第九条の三、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条関係） 一 第一類物質 1ゝ8 (略) 二 第二類物質 1ゝ8 (略) 8の2 オルトートルイジン 9ゝ37 (略) 三 第三類物質 1ゝ9 (略)
3 (略)	別表第三 特定化学物質（第六条、第九条の三、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条関係） 一 第一類物質 1ゝ8 (略) 二 第二類物質 1ゝ8 (略) (新設) 9ゝ37 (略) 三 第三類物質 1ゝ9 (略)